

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

市では、令和4年度住民税非課税世帯等（①住民税非課税世帯もしくは②家計急変世帯）に対して、1世帯あたり5万円を支給しています。

※ ①、②ともに令和4年度の住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。（令和4年1月1日以降の離婚については、元配偶者による扶養にかかわらず、支給対象となる可能性がありますので、下記コールセンターへお問合せください。）

申請方法・期限 確認書または申請書等を郵送により、令和5年1月31日(火)必着

お問合せ 同給付金コールセンター ☎0120-685-667 平日 午前9時～午後5時（土曜、日曜、祝日、12月29日(木)～1月3日(火)を除く）

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者の方へ 傷病手当金の適用期間を延長します

傷病手当金の適用期間を、令和4年12月31日から令和5年3月31日までに延長します。

対象 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、連続した3日間を含む4日以上仕事を休み、給与の全部または一部を受けることができなかった方

適用期間 令和2年1月1日～令和5年3月31日（仕事を休んだ日の翌日から起算して2年を経過すると申請できなくなります。）

お問合せ ▷国民健康保険：国保年金課資格担当 ☎21-3145

▷後期高齢者医療制度：国保年金課高齢者医療担当 ☎21-3184

新型コロナウイルス感染症の影響により 介護保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、保険料を減免する制度があります。詳しくは市のHP、決定通知書に記載している案内をご覧ください。

対象世帯

▷新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

▷新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが令和3年中と令和4年中を比べて3割以上減少した世帯（令和3年合計所得に一定の制限あり）

※ 該当すると思われる方は、下記専用ダイヤルへお問合せください。対象要件を確認した後、申請書を送付します。

申請期限 令和5年3月31日(金)

お問合せ 介護保険課減免専用ダイヤル ☎21-3977

※ お電話の際は、介護保険被保険証と令和3年中の確定申告書の控えなど収入がわかる書類をお手元にご用意ください。

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯、その他世帯）、 子育て世帯物価高騰等緊急給付金について

～ 申請手続きを忘れていませんか ～

18歳未満の子どもを養育する子育て世帯の方で、標記給付金をまだ受給済でない方は、**お早めに手続きをしてください**。下記期限までに手続きをしないと、給付金の受け取りができなくなりますのでご注意ください。

※ 子育て世帯生活支援特別給付金と子育て世帯物価高騰等緊急給付金を併せて受給することはできません。

※ 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を申請される方で、昨年4月以降に離婚、死別し、児童扶養手当の認定請求手続等をまだされていない方は、令和5年1月末日までに手続きを済ませている方が対象となります。

申請期限 令和5年2月28日(火)必着

お問合せ 子育て支援課専用ダイヤル ☎21-3353

☎子育て世帯生活支援特別給付金 <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022052000034/>

子育て世帯物価高騰等緊急給付金 <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022062300070/>